

# 足場工事における公衆感電死亡事故

～大丈夫ですか「高圧配電線、区分開閉器等の防護対策」～

電気と九州(H29年9月号掲載)

## はじめに

九州管内では、平成28年度10件の感電死傷事故の発生が報告され、そのうち6件が足場工事に伴う感電死傷事故であり、1名が死亡、5名が負傷されております。

今回は、昨年発生した被害者の過失による足場組立作業者の感電死亡事故の事例について、次のとおり紹介します。

## 事故の概要

事故が発生した場所は、ビルが建ち並ぶ市街地である。被災者は、建物の外壁工事に伴う足場組立作業において、隣接するビルの高圧引込線の1本を跨がせて足場組立を行った。

その際被災者は、高圧引込線に接触して感電、足場踏板上にうつ伏せに倒れ込んでいるところを消防隊により救出されたものの死亡が確認された。

## 事故の詳細

### ①事故発生前の状況

事故の数日前、元請会社及び足場工事一次下請会社（以下足場会社という）は、作業箇所の事前現場調査を実施。現状で足場を組み立てると電線に接近するため、電線を回避して足場を設置する工法を決定した。

### ②事故発生の状況

事故当日朝から現場監督である被災者の下、二次下請会社4名で足場組立作業を開始した。途中、塗装会社が、足場3段目以上を組み立てると足場が電線に接近するため、元請会社へ防護管の取付けを依頼した。

昼頃元請会社は、防護管取付け申込みを完了、午後電力会社立会がある旨を塗装会社へ連絡、塗装会社から被災者へ同じ旨連絡した。

昼過ぎ、元請会社、塗装会社、足場会社で現場確認を行い、足場が電線に接近しており、電力会社立会まで作業を中止するよう、元請会社が

ら被災者へ指示を行った。

被災者は、この指示を無視し作業を継続した結果、引込線に接触し感電したものと推定される。被災者の感電した際の声を聞いた同僚が確認したところ、被災者は電線下部の4段目足場踏板上にうつ伏せに倒れ込んでいた。

消防の要請で当該箇所の送電を停止し、その後消防により被災者を救出、病院へ搬送された。

## 事故の原因

### ①作業現場の状況把握が不十分

元請会社は、電線を回避して足場を設置する工法でも、足場が電線に近づくことを想定していたが、事前に防護管取付け申込みをせず、足場工事当日申込みを行った。

### ②作業計画を無視して足場組立作業を実施

事前調査において、電線に接近する箇所は足場を回避するよう計画していたが、事故当日は電線に接触させて足場を設置した。

元請会社他関係者間で、電力会社の立会までは作業を中止すると確認していたが、被災者はこれを無視して作業を継続した。

足場組立を継続した結果、引込線は足場を貫通、更に足場と接触し引込線を押し下げている。

被災者は、足場が引込線と接触しているにも関わらず、安全対策を行わないまま皮手袋で高圧線を掴んだものと推定される。

## 再発防止対策

### ①災害発生事業者への安全指導

災害を発生させた関係事業者に対し、電気の危険性、過去の感電事事故例、電線近接作業時における絶縁用防護具取付けなどについて説明。

### ②各種団体に対する感電事故防止PR

電気事業者から建設業界団体に対し感電事故防止PRを実施するとともに、建設関係会社に対し感電事故防止パンフレットを配布。



建設業労働災害防止協会の足場組立作業従事者対象の講習会や特別教育において、電線近接作業時の防護管の取付けに関する注意事項などを周知。

- ③現場調査時などにおける感電事故防止PR  
電気事業者が、現場出向時に電線近接作業を発見した際は、感電事故防止PRを再徹底。防護管取付け申込み受付時は積極的に感電事故防止を徹底。  
建設業界団体が主催する定例会議などにおいて、事故事例の写真などを用いた説明、防護管取付けなどについて説明。
- ④危険表示の再徹底  
作業現場の近接電柱に危険シート取付けを再徹底。防護管及び絶縁シート取付け箇所が目立つ位置に、危険表示クリップ取付けを再徹底。



事故現場の足場の様子

## おわりに

今回は、足場工事中の感電死亡事故を紹介しましたが、平成26年度から現在まで足場工事に係る感電死傷事故が11件も発生しています。

足場工事は、建物の建設工事や外壁・屋根の保守工事等の際必要で、下請けや二次下請け会社の方等が実施される場合が多いようです。

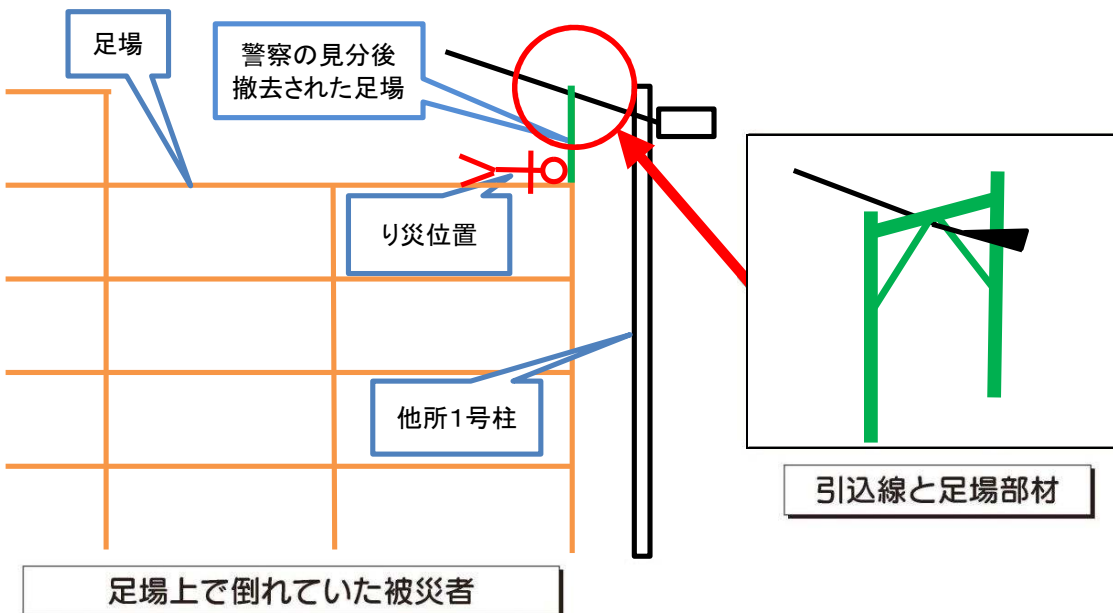
電気に関する知識・理解不足のため、電気設備の近接作業時の注意が不十分であったり、防護管を取付けないまま工事が行なわれ感電事故に至るケースが多くなっています。

特に保安全管理業務を外部委託されている事業場で電気設備への近接作業にあつては、まず委託先又は電力会社への連絡を徹底することが肝要です。

設置者、電気主任技術者又は請負業者の皆様におかれては、絶縁用防護具の設置、事故防止のための監視、保安教育の実施等により、類似事故の未然防止に努められるようお願いいたします。

※当部ホームページの電力の保安では、感電死傷事故はじめ電気関係事故情報やパンフレット「電気の安全について」などを掲載しておりますので、是非ご覧ください。

電気事故関係等を掲載している九州産業保安監督部のホームページアドレス  
<http://www.safety-kyushu.meti.go.jp/denki/jiko.htm>



足場上で倒れていた被災者